

平成 26 年度

公益財団法人

太宰府市文化スポーツ振興財団

事業計画書

公益財団法人 太宰府市文化スポーツ振興財団

平成26年度 公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団事業計画

1 基本方針

当財団は、昨年4月1日付けで公益財団法人に移行し、また本年4月1日より体育センター、歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園の3体育施設に係る指定管理を受託することになりました。今後、より一層の公益性を発揮するため、当財団が管理する女性センタールミナスをはじめ、いきいき情報センター、市民図書館、文化ふれあい館、体育センター、歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園、開放教室の各施設の特性を活かした事業を展開し、市民への文化及びスポーツなどの振興を図ります。

2 事業目的

当財団は、文化及びスポーツなどの振興を図るとともに、生涯学習の機会の提供及び公共教育施設の利用拡大の推進を行い、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とします。また、その目的を達成するため、定款第4条に定める次の事業を「公益目的事業（女性センタールミナス事業、いきいき情報センター事業、市民図書館事業、文化ふれあい館事業、体育施設管理運営事業、開放教室事業）」及び「収益事業（自販機等事業、営利目的貸室事業、駐車場事業）」として行います。

- (1) 文化・スポーツの振興に関する事業。
- (2) 講座、展示及び講演会などの開催による生涯学習に関する事業。
- (3) 生涯学習に関する情報収集、調査研究、記録保存及び普及啓発に関する事業。
- (4) 地域住民と連携した地域交流に関する事業。
- (5) 市から受託する公共教育施設の管理運営及び利用拡大推進に関する事業。
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

3 事業計画

[公益目的事業]

(1) 女性センタールミナス事業 (P.5～9)

男女の性別にかかわらず、一人ひとりが能力を発揮することができ、社会のあらゆる分野で男女共同参画の意識を共有し合えるよう、セミナーの開催や女性の就業継続・再就職のための教育講座等の充実に努めます。また、家庭での固定的な性別役割分担意識を払拭するため、男性向けの育児・家事に関する講座等を行ないま

す。

又、今年度は女性と子ども向けのW E N-D O（女性のための護身術）を開催し、暴力から身を守るための術を習得できるように努めます。

(2) いきいき情報センター事業（P. 10～16）

すべての市民がいきいきとした生活を送るため、生涯を通して誰もが学び、社会に参加できるよう、それぞれのニーズに合った学習・文化活動やスポーツ・健康、コンサート等、幅広い事業を実施します。また、市民の自主的な学習・文化活動を支援するために、自主サークルや講師の紹介、センター内貸室の貸出等を積極的に行います。

(3) 市民図書館事業（P. 17～18）

市民の図書館に対するニーズに応えるべく、資料の充実、各種情報の提供をはじめ、幼児や高齢者が図書館まで行かずに利用できる移動図書館車の運行、子どもが本に親しむことができる「おはなし会」等各種事業を行います。

(4) 文化ふれあい館事業（P. 19～26）

文化ふれあい館は、市立で唯一、博物館法に基づいて建設された地域博物館であることから、市民が子どもから大人まで、生涯にわたって「太宰府の歴史と文化」に親しみ、分かりやすく学習できるよう多彩な事業を展開しています。特に本年度は、通史展「まると太宰府歴史展」の継続実施と合わせて、国指定特別史跡「水城跡」築造1350年を盛り上げるイベント「水城デー」の開催や、全国でも稀に見る貴重な町絵師資料の調査委託を受け、当館ならではの特徴を十分に活かした事業の遂行に努めます。

今後も、郷土の文化遺産や関連情報の掘り起こしを行うとともに、その調査・研究成果を分かりやすく展示や講座に活かし、イベントやコンサートとも効果的に関連づけながら、太宰府文化の伝承につながるよう地域密着型の館運営を目指します。

(5) 体育施設管理運営事業（P. 27）

スポーツを通じて市民の健康の維持増進を図り、スポーツの振興及び普及啓発に寄与することを目的とし、グラウンド等施設の貸出及びスポーツ教室等の事業を実施します。（管理運営施設：体育センター、歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園）

(6) 開放教室事業（P. 28）

開放教室は、学校をはじめとする地域との連携交流の促進、公共の福祉増進を掲げ、太宰府市立小学校及び中学校施設の開放に関する規則に基づき、市民・行政と

連携をとりながら、太宰府市が目指す市民参加型のまちづくりの一助となることを目的に設置されており、当財団は施設の管理受託事業を実施します。

[収益事業]

(1) 自販機等事業

- ア. 施設に設置されている自動販売機について、設置業者から電気使用料・売上手数料を徴収します。
- イ. 施設利用者用に設置されているコピー機に係る使用料を徴収します。
- ウ. 施設に設置されている公衆電話に係る使用料を徴収します。
- エ. 他機関からの書籍や物品の販売受託に関して、販売手数料を徴収します。
- オ. その他、施設利用者用に業者が設置した目的物に対し、必要に応じ使用料を徴収します。

(2) 営利目的貸室事業

いきいき情報センターの貸室（研修室等）について、営利目的利用に対する貸与を実施しており、施設利用料を徴収します。

(3) 駐車場事業

いきいき情報センターの駐車場について、施設利用者以外の駐車場利用があった場合等に施設利用料を徴収します。

4 管理運営

(1) 財団組織の充実と各施設の効率的な管理・運営体制の確立

① 財団組織の充実

生涯学習社会に対応すべく、財団の組織体制の充実を図ります。

- ア. 全職員を対象にした研修等を積極的に行い、職員の資質向上に努めます。
- イ. 他の財団との積極的な交流と情報交換を図ります。

② 各施設の効率的な管理・運営体制の確立

各施設の管理運営体制に関し、より一層の充実を図ります。

- ア. 経営者会議（施設長会議）を定期的を開催することにより、各施設の情報交換等の連携を密にし、施設の管理・運営の改善に努めます。
- イ. 各施設の利用状況を把握・分析し、利用拡大に努めます。また、利用状況の問題点を抽出することで、効率的な管理・運営に努めます。

(2) 財団の管理・運営に関する調査、研究

財団各施設の管理・運営及び利用促進を図るための調査研究を引き続き行います。

- ① 各施設が実施する事業を通じ、市民ニーズの調査・研究を行います。
- ② 筑紫地区四市一町で構成する事業担当者会議にて、施設の管理・運営や自主事業の企画・実行・成果についての情報交換を行い、各施設の管理・運営・事業実施に活かすよう努めます。

(3) 広報紙等による情報提供の拡大

各施設の講座や教室、イベントなどの参加募集活動を積極的に行うため、当財団が毎月発行している広報紙「スポーツ&カルチャー」や各施設のホームページなどの情報媒体を最大限に活用します。さらに、他財団の広報紙や民間情報誌への講座情報等掲載により、情報提供の拡大を図ります。